

1-1(1)管理運営にあたっての基本方針【事業計画書1ページ】

宮崎市の公の施設であることを十分に理解し、宮崎市文化芸術基本条例や第三次宮崎市文化振興計画、宮崎市総合計画等の市政方針との整合を図り、宮崎市との緊密な連携の下、以下の基本方針に基づき施設・設備の機能を最大限に生かす管理運営を行います。

- [基本方針]
- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1. 集い・学び・交流する活動を推進する管理運営 | 4. 利用者の視点に立つ管理運営 |
| 2. 安心・安全で環境に配慮する管理運営 | 5. 効率的かつ効果的な管理運営 |
| 3. 公平・公正な管理運営 | |

1-1(2)市民の平等な利用の確保【事業計画書1~2ページ】

- | | |
|--|---|
| 1. 子どもへの配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・授乳室の提供や幼児用シートクッションの貸出 ・文化芸術鑑賞の機会に恵まれない子どもへの機会提供 | 3. 性的少数者(セクシャルマイノリティ)への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・性別欄の削除と多目的トイレの活用 |
| 2. 障がい者、高齢者への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・代筆や筆談に対応、車椅子席の増設・優先入場 ・老眼鏡等の貸出、介助が必要な方に対する付き添い案内 | 4. 外国人への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・翻訳アプリや外国語対応指差しシートの活用 |

1-1(3)要望、意見、苦情への対応【事業計画書2ページ】

- | | |
|---|--|
| 1. 要望・意見への対応について <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置や満足度調査等 ・要望・意見への対応内容はホームページ等で公表 ・宮崎市との情報共有と連携した対応 | 2. 苦情への対応について <ul style="list-style-type: none"> ・苦情対応マニュアルに基づき適切に対応 ・苦情対応のデータベース化及び全職員で共有 ・宮崎市へ報告・連絡・相談の徹底 |
|---|--|

2-1(1)利用者サービスの向上に関する提案【事業計画書2~3ページ】

1. タブレット端末の多機能活用
 - ・支援アプリをダウンロードしたタブレット端末を窓口に導入、3Dパノラマ画像による施設内下見が可能
 - ・筆談・読み上げアプリによる聴覚・視覚障がい者への対応と、多言語翻訳アプリによる外国人への対応
2. 公衆型携帯電話等充電器の設置
 - ・来館者の携帯電話やスマートフォン、パソコン、タブレット端末等の充電ニーズへの対応
3. 多目的トイレの名称変更
 - ・「バリアフリートイレ」に名称を変更し、高齢者や障がい者、妊産婦の優先的な利用を配慮

2-1(2)利用者の増加を図るための取り組みに関する提案【事業計画書3ページ】

1. イベントカレンダー等による利用者の広報支援
 - ・ホームページやSNSへのイベント掲載、地域の拠点となる公民館や地域センター・地域事務所などへの情報提供
2. フリーWi-Fiサービスの拡充
 - ・災害・緊急時の通信対応のため、フリーWi-Fi 接続サービスをオルブライトホールにも拡充
3. 常勤の舞台技術職員によるサポート
 - ・舞台技術職員を常勤させることにより、専門的見地からの様々な助言・支援が可能
4. 利用団体等の活動継続を支援
 - ・メンバー等の高齢化や減少で活動が難しくなった利用団体に対して支援(メンバー・団員募集などのお知らせを掲示)
5. 全国・九州規模の学会や会議等の積極的な誘致
 - ・宮崎市や県観光協会と連携して学会等(MICE)を積極的に誘致
6. オンラインチケット販売による集客率向上
 - ・販売窓口に出向くことなく購入が可能なオンラインチケットシステムの積極的な活用
7. エキスパートパートナーとの連携による魅力ある企画
 - ・文化芸術分野のエキスパート(専門家)の能力を活用した主催事業の魅力度向上
8. 潜在的な鑑賞者を掘り起こすアウトリーチの活用
 - ・文化芸術未経験層へのアプローチを積極的に行うことによる継続的な鑑賞者の掘り起こし

9. 過去来場者のリピート率向上

- ・年間を通して公演情報をダイレクトメールで提供、ダイレクトメールが届いた方へのチケット先行発売特典を新規導入

10. ポータルサイトによる県内外への情報発信

- ・全国公立文化施設協会や県内公立文化施設のイベント情報を集めたWebサイトへの公演情報掲載

2-(3) 施設の設置目的の理解と課題の認識【事業計画書4ページ】

1. 施設の設置目的について

子どもから高齢者まで様々な世代が集い、多様な関わりを育む場を創出することによってコミュニティの形成に寄与し、生涯学習の一環として市民活動や文化芸術活動等を気軽に体験・学習できるように設置された施設だと考えています。

2. 今後の課題について

- ・施設・設備等の経年劣化
- ・施設利用者の駐車場不足
- ・オンライン申請やキャッシュレス化への対応

2-(4) 設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案【事業計画書4～6ページ】【自主事業計画書】

1. 文化芸術企画事業について

市民プラザの設置目的達成のため、宮崎市文化芸術基本条例及び第三次宮崎市文化振興計画を踏まえて、地域の文化芸術資源などを反映させた独創性の高い事業を実施します。

(1) 鑑賞型事業

より多くの市民が鑑賞できるように工夫を凝らし、世代を通して様々な文化芸術を鑑賞する楽しさを実感できる事業を実施します。

① 市民プラザ寄席二人会

宮崎出身で落語家の桂歌春さんプロデュースによるオルブライトホールの特性を活かした落語公演事業。

② 子どものための音楽会

コンサートで入場が制限されることの多い乳幼児とその保護者を対象にした生演奏の音楽会事業。

③ 宮崎国際音楽祭サテライト公演

当協会と宮崎県・宮崎県立芸術劇場との主催による宮崎国際音楽祭のサテライト公演事業。

(2) 創造・参加型事業

鑑賞するだけでなく創造・参加するという側面からも市民が文化芸術を享受できる事業として、利用者ニーズや社会情勢、まちなかの回遊性の創出を勘案しつつ、文化芸術団体等と幅広く連携して事業を実施します。

① 市民プラザ音楽プロデュースシリーズ

音楽文化の振興を図るため、独自性の高いコンセプト性のあるコンサート等をプロデュースする音楽事業。

② 市民プラザ演劇プロデュースシリーズ

舞台芸術の振興を図るため、企画性に富んだ戯曲と演出を組み合わせた演劇をプロデュースする演劇事業。

③ ミュージック・フォー・ザ・スカイ

「日本のひなたで聴く音楽」をコンセプトにしたパークステージ(噴水広場)での屋外コンサート事業。

④ 高校生のための演劇技能発表会

当協会と県高等学校文化連盟との主催による県内高等学校の演劇部が参加して行う講習会&発表会事業。

⑤ THE BACKSTAGE ～舞台裏体験ツアー～

舞台機構や音響、照明設備等をツアー形式で見学・体験してもらう小学生親子や大人を対象としたホールの舞台裏体験事業。

(3) 普及・育成型事業

身近な場所でのアウトリーチ・ワークショップにより若い世代に文化芸術の魅力を伝える事業として、大学及び文化芸術関連分野(福祉、教育、まちづくり、産業、国際交流等)との連携に努めながら事業を実施します。

① みやざきARTリーチ

アーティストや演奏家を学校・地域へ派遣してコンサートやワークショップなどを行うアウトリーチ事業。

② 桂歌春の落語教室

宮崎出身で落語家の桂歌春さんと小学生が交流する機会を創出し、古典芸能の落語を身近に感じてもらう出前講座事業。

③ 1日子ども館長

文化芸術に対する興味関心を高めるとともに、将来の職業選択のきっかけづくりとして行う小学生を対象にした職場体験事業。

④ 文化芸術創造活動支援共催

新たな舞台芸術を創作しようとする自発的・意欲的な姿勢が見られる演奏家やアーティスト等に対して、当協会が支援や育成を行う共催事業。

2. 自主事業について

(1) 市民プラザ開館25周年記念事業 オーケストラ・リクエストコンサート

市民プラザ開館25周年記念事業として、地元宮崎の演奏家を起用して当コンサートのためだけのオリジナル管弦楽団を結成し、市民からのリクエストで演奏曲を決める市民参加型のコンサート事業。

3. 文化芸術に係る情報の収集・提供について

(1) 情報コーナーの設置

- 生活や文化芸術の情報を一元的に集約・発信する情報コーナーを1階に設置
- デジタルサイネージシステムの活用

(2) WebサイトやSNSでのリアルタイム発信

- ホームページやフェイスブックといったSNS等を活用しリアルタイムで情報を発信
- 時代に即した情報発信ツールの展開を強化

(3) メディアミックスによる情報発信

- テレビやラジオ、新聞、タウン誌など特性の異なる複数のメディアを組み合わせた情報発信
- 宮崎サンシャインFMでの生出演告知

(4) 広報紙、機関誌の発行

- 当協会機関誌及び市民プラザ広報紙の発行

(5) 宮崎市が有する広報手段の活用

- 宮崎市の「市広報みやざき」へ情報を掲載
- 宮崎市政記者クラブへの積極的なプレスリリース

3-1) 指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額【事業計画書6~7ページ】【収支計画書】

1. 指定管理料について ※提案額921,678,000円(5年総額)

市民に愛される施設として存続・発展するために必要な経費については、PDCAサイクルにより継続的な経費削減に努めます。また、費用対効果を最大限に発揮できるよう工夫と努力を行い、指定管理料の適正な執行に努めながら効果的に運用していきます。

2. 収支計画について

(単位:千円)

科目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収入	指定管理料	184,336	184,336	184,336	184,336	184,334
	事業収入	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	その他収入	20	20	20	20	20
	計	187,356	187,356	187,356	187,356	187,354
支出	人件費等	73,884	75,252	76,435	77,629	78,688
	維持管理費	105,372	104,004	102,821	101,627	100,568
	事業費	6,800	6,800	6,800	6,800	6,798
	その他	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	計	187,356	187,356	187,356	187,356	187,354

3. 管理業務の効率化と経費の縮減について

(1) 組織横断的な協力体制

- 業務量、業務内容の精査と適切な人員配置
- 組織横断的な対応及び当協会全体での協力体制の構築

(2) 省力化・効率化、修繕費縮減

- 当協会管理施設で共通する消耗品等を一括入札・発注
- 早期段階から修繕する予防保全型に努める

(3) スクラップアンドビルド

- 主催事業の利用者ニーズや実績評価により事業の継続・廃止を決定

(4) 委託費の縮減

- 複数年での競争入札・契約や、当協会管理施設で共通する委託業務の一括入札

(5) 光熱水費の縮減

- デマンドシステムを活用してピーク電力を抑制
- 施設屋外照明のライトダウンを実施

(6) 事業費の縮減

- 受益者負担の原則に立って入場料や参加料等を設定
- 国や各種機関等による補助金・助成金等を財源に充当

4-1) 人的体制の確保及び研修体制【事業計画書7~8ページ】

1. 業務実施体制について

全体の管理責任者として館長、その下に副館長を配置し、企画総務課と舞台業務課の二課体制とし、職員が専門性を発揮しつつ連携を取りながら業務を遂行します。

2. 職員の能力育成のための研修

階層別研修・専門研修・基礎研修等の内部研修、アートマネジメント・舞台技術研修等の外部研修、学術・科学技術・文化芸術振興のための研究事業を行います。

4-2) 事業計画の実現可能性(継続性、安定性)【事業計画書8~9ページ】

1. 地域や関係機関及びボランティアとの連携

(1) 商店街等との連携

- チラシ、ポスター掲示依頼
- 屋外イベント時の物販コーナーへの出店依頼

(2) 学校、福祉、国際交流等との連携

- 学校、病院等でのアウトリーチや宮崎市社会福祉協議会、国際交流協会と連携した事業実施

(3)教育施設等との連携

- ・科学技術館や歴史資料館と連携したイベント開催

2. 市との連携について

(1)当協会評議員・理事への就任

- ・当協会の評議員・理事に宮崎市の特別職や部長級職員に就任いただき、担当部局とも連携

3. 地域や利用者のニーズ把握について

(1)当協会モニターの設置

(2)ご意見箱の常設

(4)若い世代のボランティア活用

- ・高校生ボランティアの活用と、文化芸術を支える人材発掘・育成の取り組み

(2)所管課との緊密な連携

- ・定例会議のほか、各種規程等の作成時は所管課と協議

(3)満足度調査及びアンケート調査

(4)利用者とのコミュニケーション

4-(3)申請者の安定性、信頼性【事業計画書9ページ】

1. 財務状況

- ・出資金3,000万円で設立。これまで法人として赤字決算はなく安定

2. 監査体制

- ・監事に会計管理者と税理士、公認会計士と顧問契約

3. 個人情報方針に基づく規程等整備や研修

- ・各種規程等の整備、館長が責任者となり監督・指導
- ・個人情報保護等に関する研修の実施

4. 個人情報の管理等

- ・金庫や鍵付きのキャビネットで厳重に保管
- ・パソコンにパスワード設定やセキュリティソフトを導入

5-(1)災害や不審人物の対応など危機管理に対する対応【事業計画書10～11ページ】

1. 自然災害(地震、火災など)への対応

- ・定期的に訓練を行い地震や火災時に備える
- ・各種対応マニュアルに基づき適切に対応
- ・気象予報等でこまめに台風情報を入手
- ・災害に備え、防災用チェアをエレベーター内に設置

2. 不審人物への対応

- ・定期的に訓練を行い不審者侵入に備える
- ・不審者対応マニュアルに基づき適切に対応

3. 設備事故への対応

- ・目視による日常点検及び委託業者による定期点検
- ・負傷者に対する初動対応と利用者等との連携
- ・事故発生に伴う施設賠償責任保険への加入

4. 利用者の安全確保を図るための対応、時間外の対応

(1)施設内の警備強化

- ・警備員の館内巡回や防犯カメラによる監視
- ・機械警備による遠隔監視

(2)施設利用者に対する安全指導

- ・消防法遵守や定員厳守、禁止事項等の徹底
- ・警備防犯体制、緊急誘導経路の指導

(3)警察署及び消防署との緊密な連携

- ・誘導警備体制に関する警察・消防への相談
- ・施設利用者の不審な点は警察署へ問い合わせ

(4)時間外での対応

- ・休館日は警備員や中央監視員で対応
- ・夜間は機械警備、緊急時は当協会職員が参集して対応

6-(1)雇用に対する基本的な考え方【事業計画書11ページ】

1. 雇用に対する考え方

(1)雇用方針

- ・当協会基本方針に沿って雇用し、原則公募

(2)職員の昇給等、配置

- ・勤務評定を踏まえた雇用期間の更新や昇給・昇任
- ・人事異動による適材適所の職員配置

(3)無期転換職員

- ・契約期間が5年を超える職員の無期雇用転換

(4)再雇用制度

- ・定年後も65歳まで継続雇用

6-(2)障がい者の就労支援への対応等【事業計画書11ページ】

1. 障がい者の雇用状況

- ・障がい者雇用率の達成及び共生社会の実現への取り組みを継続

2. 障がい者就労施設等への物品調達・発注

- ・「宮崎市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」の趣旨を踏まえて物品等調達・発注に配慮

6-(3)環境に配慮した施設管理【事業計画書12ページ】

- ・エコアクション認証事業者として、SDGsの達成に向けた取り組みや、省エネルギーや省資源等の取り組みを実施
- ・環境に配慮した行動を自らがチェックする環境率先行動シートによる意識の啓発